

2025年4月1日

会社法第801条第1項に定める事後備置書類 (吸収合併に関する事後備置書類)

愛知県刈谷市朝日町二丁目1番地

株式会社アイシン

取締役社長 吉田 守孝

当社は、2025年1月31日付でアイシン化工株式会社（以下「アイシン化工」といいます。）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」といいます）に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、アイシン化工を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2025年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項の経過

（1）吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

株主から吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

アイシン化工の株主は、吸収合併消滅会社の特別支配株主である当社のみであったため、会社法第785条第2項第2号括弧書により、反対株主の株式買取請求権を有している株主は存在しませんでした。

（3）新株予約権買取請求に係る手続の経過

アイシン化工は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議に係る手続の経過

アイシン化工は、2025年2月21日付で官報及び電子公告の方法により公告を行いましたが、異議申述期間までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項

（1）吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

株主から吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

当社は、会社法第797条第4項第1号により、同条第3項に定める事項の公告を行いました。

本吸収合併は、会社法第796条第2項本文に定める簡易合併の要件を満たすため、同法第797条第1項但書により、反対株主の株式買取請求権を有している株主は存在しませんでした。

（3）債権者の異議に係る手続の経過

当社は 2025年2月21日付で官報及び電子公告の方法により公告を行いましたが、異

議申述期間までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2025年4月1日に行なう予定です。

7. 上記に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2025年2月21日

会社法第794条第1項に定める事前備置書類
(吸収合併に関する事前備置書類)

愛知県刈谷市朝日町二丁目1番地
株式会社アイシン
取締役社長 吉田 守孝

当社は、2025年1月31日付でアイシン化工株式会社（以下、「AC」という。）との間で締結した合併契約に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ACを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」という。）を行うことといたしました。本件合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併に際して、合併対価の交付はありません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

ACは、2025年1月30日付で、当社以外のACの各株主から、その保有するAC株式1,773,926株を、総額18,844,415,898円にて取得（自己株式の取得）いたしました。かかる自己株式の取得により、ACは、当社の完全子会社となりました。

5. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2024年6月27日開催の取締役会において、自己株式の取得を以下のとおり決定しました。

- ①取得対象株式の種類：当社普通株式
- ②取得し得る株式の総数：51,000,000株（上限）（注1）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合6.3%)
- ③株式の取得価額の総額：1,000億円（上限）
- ④取得期間：2024年7月17日から2025年3月31日まで
- ⑤取得方法：東京証券取引所における市場買付
(注1) 2024年10月1日付の株式分割により、取得し得る株式の総数は「17,000,000株（上限）」から「51,000,000株（上限）」に変更。

（自己株式の取得状況）

2025年1月20日までに取得した自己株式の累計

- ①取得した株式の総数：51,000,000株（注2）
- ②株式の取得価額の総額：83,908,414,900円
(注2) 2024年10月1日付の株式分割以前に取得した株式を含め、株式分割後の株式数にて記載。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件合併により、当社は、ACの資産・負債・権利義務の一切を承継することになりますが、当社及びACのいずれにおいても、最終事業年度末日における資産の額が負債の額を上回っており、また、本件合併の効力発生日においても、当社の資

産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであります。また、現在、本件合併の効力発生日以後に、当社の財務状況およびキャッシュ・フローが悪化すると認められる事情も予測されておりません。

以上から、本件合併の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みはあるものと判断いたします。

以上

合併契約書



株式会社アイシン



アイシン化工株式会社

合併契約書

株式会社アイシン（以下「甲」という。）及びアイシン化工株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間の合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併）

甲及び乙は、本件効力発生日（第5条に定める意味を有する。）をもって、甲を吸收合併存続会社とし、乙を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本件合併」という。）を行うものとし、本件合併により、甲は、乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は、消滅する。

第2条（存続会社及び消滅会社の商号及び住所）

本件合併に係る吸收合併存続会社である甲及び本件合併に係る吸收合併消滅会社である乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲：（商号） 株式会社アイシン
（住所） 愛知県刈谷市朝日町二丁目1番地
乙：（商号） アイシン化工株式会社
（住所） 愛知県豊田市藤岡飯野町大川ヶ原1141番地1

第3条（合併の対価）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有するため、本件合併の対価を一切交付しない。

第4条（資本金及び準備金に関する事項）

本件合併により、甲の資本金の額及び準備金の額は、変動しないものとする。

第5条（効力発生日）

本件合併の効力発生日（以下「本件効力発生日」という。）は、2025年4月1日とする。但し、本件合併の手続上の必要性その他の事由により、必要に応じて、甲乙合意の上、会社法第790条の規定に従い、本件効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会の決議その他の手続）

- 甲は、会社法第796条第2項柱書本文の規定により、本契約の承認に関する株主総会決議を得ない。
- 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約の承認に関する株主総会決議を得ない。
- 前二項に定めるものの他、甲及び乙は、債権者保護手続、法定書類の開示手続、株主宛通知・公告その他関連法令により本件合併に必要となる手続を行うものとする。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本件効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行し、また、本件合併に必要な手続を履践しなければならない。甲及び乙は、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合、予め甲乙協議の上で行う。

第8条（条件変更及び解除）

本契約締結後、本件効力発生日までの間において、本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件合併を行う目的の達成が困難となった場合には、甲乙合意の上、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第9条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（誠実協議）

本契約に定めのない事項その他本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙間で誠実に協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲は原本を保有し、乙が写しを保有する。

2025年1月31日

甲： 愛知県刈谷市朝日町二丁目1番地
株式会社アイシン
取締役社長 吉田 守孝



乙： 愛知県豊田市藤岡飯野町大川ヶ原 1141番地1
アイシン化工株式会社
取締役社長 杉浦 剛寅





事 業 報 告

(2023年4月 1日から)

(2024年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当期の当社を取り巻く経営環境は、鋼材の供給不足や様々な原材料、燃料価格の高騰、為替変動、ロシアのウクライナ侵攻、また中東での紛争など依然先行きが不透明な状況が続いているが、新型コロナ感染症が5類に移行し、半導体不足による車両生産台数の変動なども収まりを見せました。また、昨年度よりアイシングループ経営方針を受け、会社方針は従来の単年ベースではなく2025年までの3年間の方針として策定し、これから3年間を、「中身」を変え、「力」をつける時期と位置づけ総力を挙げて取り組んでおり、将来に向けた活動を進めています。しかしながら、新製品開発、生産性向上、間接業務など様々な領域のデジタル化、組織風土改革など、取り組むべき課題はまだ多くあります。

売上高につきましては、全社では前期(471.1億円)に比べて12.5%増の529.9億円となりました。部門別に見ますと、化成品部門は前期(75.0億円)に比べて14.7%増の86.1億円、摩擦材部門は前期(306.6億円)に比べて12.9%増の346.2億円、樹脂部品部門は前期(89.4億円)に比べて9.1%増の97.6億円となりました。

利益につきましては、営業利益は4億6千6百万円(前期比11億4千万円増)、経常利益は19億1千5百万円(前期比13億7千4百万円増)、当期純利益につきましては、14億1千4百万円(前期比8億4千8百万円増)となりました。

設備投資につきましては、パッド製造用設備、樹脂部品製造用金型・治工具、フリーアドレス化や生産IoTなどのインフラ整備を中心に、総額17億2千1百万円を自己資金で実施しました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第70期 (20/4~21/3)	第71期 (21/4~22/3)	第72期 (22/4~23/3)	第73期 (23/4~24/3)
売上高	45,503 百万円	48,809 百万円	47,114 百万円	52,999 百万円
経常利益	1,429 百万円	2,484 百万円	541 百万円	1,915 百万円
当期純利益	4,337 百万円	1,887 百万円	566 百万円	1,414 百万円
1株当たり当期純利益	1,239 円 26 銭	539 円 42 銭	161 円 85 銭	404 円 27 銭
純資産	39,699 百万円	39,857 百万円	40,111 百万円	41,308 百万円
総資産	54,388 百万円	52,502 百万円	53,577 百万円	54,668 百万円

(3) 会社が対処すべき課題

2030 年を見据え、①新たな柱となる新領域製品確立、②既存製品の体質強化、③ポートフォリオ変化に基づく事業構造入替、④組織風土改革で風通しの良い企業実現を課題と認識し、会社方針は 2025 年までの 3 年間の方針としています。

その目的は、中期視点で 2025 年の目指す姿を描き、そこに向けた 3 年間の方針とすることにより、目先の課題対応ではなく、将来に向けた取り組みを確実に進めていくことにあります。

2025 年度会社方針として次頁の 15 項目を掲げ、2024 年は、顧客企画・アイデア提案へ入り込んだ新領域商品の開発加速、売り・買い・つくりの機能を横断した既存事業の収益向上プロジェクト推進、過去からの慣習に踏み込んだ固定費低減・固定資産圧縮による経営基盤の強化、ものが言える職場風土の醸成による風土改革や品質強化への取り組みなどの活動を重点に、全社が一致団結し、総力を挙げて取り組んで参ります。

アイシン G 方針 1. 《成長領域への挑戦》グループ内外の技術・事業を融合し お客様のニーズを先取りする製品の提供

方針 1 顧客企画に入り込んだフロントローディング活動への変革

方針 2 顧客電動化領域製品の競争力向上に向けた、 A C コア技術との融合

アイシン G 方針 2. 《事業の収益性向上》競争力と成長性を見極めた事業ポートフォリオの入れ替えと原価にこだわった製品の作り込み

方針 3 電動化を見据えたグローバル生産体制の再編による成長領域へのリソースシフト

方針 4 A D S 成長戦略に貢献していくためのパッド事業の最適生産体制整備とつくりの改革

方針 5 樹脂事業の収益構造改革に向けた技術力強化と品質適正化

方針 6 自立化を目指した海外拠点の体质強化

方針 7 機能連携による原価にこだわった製品の作り込み

方針 8 コスト上昇を踏まえた仕入先から顧客までサプライチェーン全体での価格適正化

アイシン G 方針 3. 《持続可能な社会への貢献》事業活動を通じた S D G s 7つの優先課題と C N 目標の達成

方針 9 地域社会に貢献できる人づくりと企業行動の実践

方針 10 生産効率向上による生産 C O 2 削減

アイシン G 方針 4. 《生き残りへの足元固め》いかなる変化にも揺るがない強固な経営基盤の構築と品質の向上

方針 11 デジタルトランスフォーメーション推進による間接部門の基盤強化

方針 12 現場の声を聞き、設計との連携強化により、無理をさせない生産準備と守れる標準による品質の作り込み

方針 13 聖域無き固定費低減・固定資産の削減による経営基盤強化

アイシン G 方針 5. 《働きがいと会社成長の両立》「プロ人材」の育成とチャレンジを促進する職場風土づくり

方針 14 新たな一歩を踏み出せる場を提供し、自発的に考え、行動できる人材を育成

方針 15 チャレンジする人の意識と行動を尊重し、組織・階層にとらわれず、本音でぶつかり合える職場風土への改革

＜すべての基本＞ 安全・健康・コンプライアンスの最優先、ステークホルダーとの連携

企業活動の基本となる「安全」、「健康」、「コンプライアンス」を最優先としてルールを守る風土づくりを行い、再発防止・未然防止を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

部 門		主 要 製 品 名
化成品	塗料	エマルター、フタレックス、プライコート、 ダンガード、TAリペール
	接着剤	シールエース、フェルコ、プロテージ
	制振材	サイレントガード
	ゴムテープ	アイシンテープ
摩擦材	湿式摩擦材	オートマチックトランスマッション用クラッチフェーシング
	乾式摩擦材	マニュアルトランスマッション用クラッチフェーシング
	ブレーキパッド	ディスクブレーキ用パッド
樹脂部品	プラスチック成形	インテークマニホールド、 サイドカバー、リザーバー、 カウルルーバー、ファン

(5) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

名 称		所 在 地
①営業所	東日本営業所	東京都 港区
	西日本営業所	大阪市 中央区
	九州連絡所	福岡市 博多区
②工 場	本社工場	愛知県 豊田市 藤岡飯野町

(6) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,032名	△17名	42.3歳	15.4年

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2024年3月31日現在）

① 親会社の状況

会社名	持株数	議決権比率	営業上の取引関係
株式会社アイシン	1,726,074 株	50.93%	自動車部品の製造・販売

株式会社アイシン（資本金 45,049 百万円）は当社の議決権の 50.93%を所有しており、当社は製品の 42.8%を同社に販売しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
アイシン・ケミカル・ タイランド株式会社	150,000,000 バーツ	75.0%	自動車部品の製造・販売
アイシン・ケミカル・ インディアナ有限会社	18,500,000 ドル	63.6%	自動車部品の製造・販売
唐山愛信佳工 汽車零部件有限公司	84,759,480 元	60.0%	自動車部品の製造・販売

2. 株式に関する事項

- (1) 会社が発行する株式の総数 14,000,000株
- (2) 発行済株式総数 3,500,000株
- (3) 株主数 10名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の株式を保有する大株主

大株主の氏名	持株数
株式会社アイシン	1,726,074 株
トヨタ自動車株式会社	700,000
アイシン開発株式会社	665,108

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

氏名	会社における地位	担当および他の法人等の代表状況
杉浦剛寅	※取締役社長	
倉田比呂志	※取締役副社長	社長補佐、BEV領域推進プロジェクト責任者
村瀬博保	取締役	経営管理本部長、営業本部管掌
香月憲彦	取締役	品質保証本部長
吉田守孝	取締役	株式会社アイシン代表取締役社長
加古慈	取締役	トヨタ自動車株式会社 先進技術開発カンパニー 材料技術領域 統括部長
佐藤裕之	常勤監査役	
加藤清美	監査役	株式会社アイシン常勤監査役

※印は代表取締役

4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwCあらた有限責任監査法人は2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、
名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、アイシングループの一員として、当社および子会社の業務の適正を確保する体制を構築するため、以下の通り、内部統制に関する基本方針を定めております。

(1)当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

【基本方針 1】

- ① グループ共通の経営理念や企業行動憲章に基づき、適法かつ公正な企業活動を推進する体制整備を行う。
- ② 経営上の重要事項に関しては、グループ経営委員会・各社の経営委員会にて総合的な審議を受けたうえ、取締役会にて決議する。
- ③ 連結の企業行動倫理委員会で審議・決定された方針に従い、法令および企業行動倫理遵守の体制整備、運用を行う。
- ④ 取締役は、グループ共通の企業行動憲章の精神の実現に自ら率先垂範の上、取り組むとともに、グループ全体のコンプライアンスの意識向上と徹底をはかる。

【2023年度運用状況の概要】

- ① アイシングループ共通の「アイシングループ企業行動憲章」に基づき、コンプライアンスの徹底を宣言するとともに、コンプライアンス責任者(担当取締役)・推進者(主管部門長)、各部推進者(国内全部門長)を設置し、推進体制を構築している。
- ② 会社の経営課題および政策に関する重要事項については、グループ経営会議、社内各種主要会議体に適切に付議し、総合的に検討したうえで、取締役会にて意思決定している。
- ③ アイシングループ連結サステナビリティ会議、アイシングループ連結リスクマネジメント委員会、アイシングループ連結企業行動倫理委員会にて議論・決定された方針展開を受け、当社グループ連結リスクマネジメント委員会にてコンプライアンス活動方針・体制を決定している。
- ④ 「アイシングループ企業行動憲章」に役員の率先垂範を明記するとともに、留意すべき法令や定款の内容を「役員関係法令の手引き」にまとめて周知している。また、アイシングループ統一教育・研修を通して、コンプライアンスに関する教育を実施している。

（2）当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

【基本方針 2】

- ① グループ本社が展開する企業行動倫理に関するガイドや法務教育・階層別教育等を通じて、従業員に対しコンプライアンスの徹底をはかる。
- ② 企業行動倫理相談窓口等を通じて、コンプライアンスに関わる問題および疑問点に関し、情報の早期把握および解決をはかる。
- ③ グループ本社内部監査機能等による実地監査や、業務の適正性に関するモニタリングを受ける。

【2023年度運用状況の概要】

- ① アイシングループ共通のコンプライアンス周知活動と教育を実施している。また、自業務・自身とSDGsを関連付け、一人ひとりがSDGs達成への貢献(自分ごと化)を再認識するため、一人ひとりの取り組み宣言を実施している。
- ② コンプライアンスに関する通報・相談窓口として、当社内の窓口、アイシングループ本社法務部に直接相談できる窓口、弁護士が対応するアイシングループ共通の社外窓口、および海外関係会社・社外ステークホルダー向けの「アイシングローバル ホットライン」を設置している。対応にあたっては、プライバシー保護、相談者への不利益の防止など配慮を徹底している。
- ③ アイシングループ本社内部監査部門による当社グループ会社を対象とした内部監査を実施している。また、当社グループ会社役員および全従業員を対象に、コンプライアンス意識や倫理相談窓口の浸透度合いなどを確認している。

（3）当社および子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

【基本方針 3】

取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程ならびに法令に基づき、各担当部署に適切に保存および管理させる。

【2023年度運用状況の概要】

- ① 取締役会議事録及び全社会議体の報告資料、議事録等の情報を、関係規程ならびに法令に基づき、適切に保存させている。

② アイシングループ共通の「情報セキュリティ規程」の制定、アイシングループ統一のセキュリティ対策システムによる、情報セキュリティ強化に取り組ませている。

(4)当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【基本方針 4】

品質、安全、コンプライアンス、情報管理、環境、火災・自然災害等の各種リスクについて、グループ本社が決定する推進体制および基本的ルール、対応計画に従い、適切なリスク管理体制を構築する。

【2023 年度運用状況の概要】

① アイシングループ連結サステナビリティ会議、アイシングループ連結リスクマネジメント委員会で議論・決定された方針展開を受け、当社グループ連結リスクマネジメント委員会にて重点リスク、対応方針・体制等を決定し、対策に取り組んでいる。

(5)当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【基本方針 5】

グループ経営方針に基づき、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。また、事業活動計画および実績を報告し、グループ本社の会議体や機能部門からの情報展開を受けることにより、各社の業務の効率性確保をはかる。

【2023 年度運用状況の概要】

① アイシングループ経営方針を受け、当社グループの会社方針を策定し、国内外の子会社へ展開するとともに、運営委員会、子会社運営会議等の会議体にて執行状況を確認している。

② ガバナンス強化に向け、全役員参画の子会社活動報告会(1回/半期)、ボードメンバー参画の海外子会社運営会議(1回/月)による方針展開・運営状況の確認、および運営委員会(1回/月)の子会社拠点長参画による本社・子会社の活動状況の共有を行っている。

(6)監査役の職務を補助する使用人への指示の実効性および取締役からの独立性に関する事項

【基本方針 6】

① 監査役の職務を補助する使用人を置く。

② 監査役の職務を補助する使用人の人事については、事前に監査役の同意を得る。

【2023 年度運用状況の概要】

① 監査役を適切にサポートするためスタッフを配置している。

② 監査役のスタッフの人事については、監査役の同意を得て行っている。

(7)当社および子会社の取締役および使用人が当社および親会社の監査役に報告するための体制

【基本方針 7】

① 取締役は主な業務執行について、適宜適切に監査役に報告するほか、アイシングループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は直ちに監査役に報告を行う。

② 取締役、使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時事業の報告を行う。

③ 上記の報告をした者については、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう適切に対処する。

【2023年度運用状況の概要】

- ① 取締役、執行幹部、機能部門(以下総称して「取締役等」という)から監査役に主な執行業務の進捗状況について報告している。また、アイシン・当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は適宜報告を行っている。
- ② 取締役等は、業務執行状況や内部通報窓口への相談状況等について、定期的に報告を行っている。また、当社グループの取締役等は監査役の求めに応じ、定期的にまた隨時事業の報告を行っている。
- ③ アイシングループ会社共通の「内部通報者保護規程」を策定し、通報者が不利益な取り扱いを受けることがないよう明記している。

(8)その他監査役の当社および子会社に対する監査が実効的に行われることを確保するための体制

【基本方針 8】

- ① 取締役は、監査役監査の実効性を高めるため、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の実地監査、会計監査人との会合等の監査活動に積極的に協力する。
- ② グループ本社内部監査機能は、監査役との連携を密にし、監査結果の情報共有を行う。
- ③ 監査役の職務執行に必要となる費用については、会社がこれを負担する。

【2023年度運用状況の概要】

- ① 経営委員会等の重要会議への出席や重要文書の閲覧ができる体制整備、工場・子会社の実地監査、会計監査人との会合等の監査活動に協力している。
- ② アイシングループ本社内部監査部門、会計監査人、内部統制部門と定期的・隨時情報交換を実施し、連携を強化している。
- ③ 監査役の職務執行に必要となる費用については、適切に確保している。

6. 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 親会社等との間の取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

1. 当社製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、決定しております。また、取引価格以外の取引条件については、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 各種当社製品の部品等の購入については、市場価格、総原価を勘案して決定しております。また、取引価格以外の取引条件については、一般的取引条件と同様に決定しております。
3. 預け金及び短期借入金の金利については、市場金利を勘案して決定しております。
4. 賃貸料については、市場相場等を勘案して決定しております。

(2) 親会社等との間の取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断及びその理由

親会社等との間の取引について、事業運営に重要な影響を与えるものについては、当社取締役会において報告され、取締役会は当該報告があったときは、当社の採算を勘案して上記(1)の記載事項を留意のうえ、判断しております。

なお、事業運営に関しては、親会社からの独立性を保ちつつ、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行を行っております。

貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(百万円未満切り捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流 動 資 産	37,079	流 動 負 債	8,315
現 金 及 び 預 金	361	買 掛 金	4,064
預 け 金	27,624	電 子 記 録 債 務	895
受 取 手 形	3	未 払 金	666
電 子 記 録 債 権	265	未 払 法 人 税 等	242
売 掛 金	5,681	未 払 費 用	2,336
商 品 及 び 製 品	1,155	その 他 の 流 動 負 債	109
仕 掛 品	246	固 定 負 債	5,044
原 材 料 及 び 貯 藏 品	543	退 職 給 付 引 当 金	3,984
短 期 貸 付 金	833	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	248
未 収 入 金	119	資 産 除 去 債 務	29
そ の 他 の 流 動 資 産	251	デ リ バ テ ィ ブ 負 債	781
貸 倒 引 当 金	△ 5	負 債 合 計	13,359
固 定 資 産	17,588		
有 形 固 定 資 産	7,738	[純資産の部]	
建 築 物	2,742	株 主 資 本	40,939
構 築 物	228	資 本 金	2,118
機 械 装 置	2,691	資 本 剰 余 金	815
車 両 運 搬 具	6	資 本 準 備 金	815
工 具 器 具 備	598	利 益 剰 余 金	38,006
土 地	804	利 益 準 備 金	529
建 設 仮 勘 定	666	そ の 他 利 益 剰 余 金	37,477
無 形 固 定 資 産	70	別 途 積 立 金	5,800
ソ フ ト ウ ェ ア	69	繰 越 利 益 剰 余 金	31,677
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1	評 価 ・ 換 算 差 額 等	368
投 資 そ の 他 の 資 産	9,779	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	368
投 資 有 価 証 券	1,959	純 資 産 合 計	41,308
関 係 会 社 株 式	2,763		
関 係 会 社 出 資 金	648		
長 期 貸 付 金	1,878		
投 資 固 定 資 産	331		
繰 延 税 金 資 産	2,048		
そ の 他 の 投 資 そ の 他 の 資 産	154		
貸 倒 引 当 金	△ 4		
資 産 合 計	54,668	負 債 及 び 純 資 産 合 計	54,668

損 益 計 算 書

(2023年 4月 1日から)
 (2024年 3月31日まで)

(百万円未満切り捨て)

科 目	金 額
売 上 高	百万円
売 上 原 價	52,999
売 上 総 利 益	49,411
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,588
営 業 利 益	3,121
営 業 外 収 益	466
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,329
そ の 他 の 営 業 外 収 益	343
営 業 外 費 用	1,672
支 払 利 息	76
そ の 他 の 営 業 外 費 用	148
経 常 利 益	224
税 引 前 当 期 純 利 益	1,915
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	530
法 人 税 等 調 整 額	△ 29
当 期 純 利 益	500
	1,414

株主資本等変動計算書

(2023年 4月 1日から)
2024年 3月31日まで)

(百万円未満切り捨て)

資本金	株主資本				
	資本剰余金	利益剰余金			
	資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金
2023年 4月 1日残高	百万円 2,118	百万円 815	百万円 529	百万円 5,800	百万円 30,717
当事業年度中の変動額					
剩余金の配当					△ 455
当期純利益					1,414
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）					
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	959
2024年 3月 31日残高	2,118	815	529	5,800	31,677

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計	
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
	利益剰余金合計				
2023年 4月 1日残高	百万円 37,046	百万円 39,979	百万円 132	百万円 40,111	
当事業年度中の変動額					
剩余金の配当	△ 455	△ 455		△ 455	
当期純利益	1,414	1,414		1,414	
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）			236	236	
当事業年度中の変動額合計	959	959	236	1,196	
2024年 3月 31日残高	38,006	40,939	368	41,308	

個別注記表
(2023年4月1日から
(2024年3月31日まで))

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価
は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

② 棚卸資産

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

製品及び商品・仕掛品……売価還元法による原価法

原材料・貯蔵品……総平均法による原価法

③ デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については定率法を、無形固定資産については定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基本として
総合的に勘案し、また、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を
検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込み
額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)
による定額法により費用処理することにしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することにしております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は以下の5ステップアプローチに基づいて収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社は主として自動車部品の製造・販売を行っており、国内の完成車メーカーを顧客としています。当社では、主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、また支配の移転に関する指標を総合的に考慮した結果、自動車部品事業においては、原則として顧客が製品を検収した時点又は顧客が手配した運送業者に製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転することから履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しています。

(5) ヘッジ会計の方法

原則処理を採用しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	49,672百万円
投資固定資産の減価償却累計額	16百万円

(2) 関係会社に対する短期金銭債権	31,069百万円
関係会社に対する短期金銭債務	696百万円
関係会社に対する長期金銭債権	1,874百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高	29, 655百万円
関係会社からの仕入高	8, 314百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	965百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 3, 500, 000株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 2023年6月5日開催の第72回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	91百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当金	26円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月6日

② 2023年10月23日開催の取締役会決議による中間配当に関する事項

配当金の総額	364百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当金	104円
基準日	2023年9月30日
効力発生日	2023年11月6日

(3) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

2024年6月6日開催の第73回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額	266百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当金	76円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月7日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、減価償却限度超過額、退職給付引当額の否認額等であり、評価性引当額を控除しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。受取手形および売掛金に係る取引先の信用リスクは売掛金管理規程等に沿ってリスクの軽減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。デリバティブ取引については投機目的では行わないものとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、投資有価証券のうち市場価格のない株式(貸借対照表計上額: 1,959 百万円)及び関係会社株式のうち市場価格のない株式(貸借対照表計上額 2,393 百万円)は、「投資有価証券」及び「関係会社株式」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預け金、電子記録債権、売掛金、短期貸付金、買掛金、電子記録債権は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位 百万円)

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
① 関係会社株式 その他有価証券	369	369	-
② 長期貸付金	1, 878	1, 937	59
③ デリバティブ	(781)	(781)	-

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。③デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 関係会社株式

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。レベル 2 の時価に分類しております。

③ デリバティブ取引

デリバティブ金融商品は通貨スワップ取引のみであり、観察可能な市場情報および契約条項を利用した標準的な評価手法を用いて測定しているため、その時価をレベル 2 に分類しています。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県において、賃貸用土地等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 百万円)

貸借対照表計上額	時価
331	8,422

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

(3) 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸借損益は、261 百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社アイシン	愛知県刈谷市	自動車部品製造・販売他	被所有 直接 50% 間接 29%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売 (注 1) 当社製品の部品等の購入 (注 2) 金銭貸借契約に基づく取引 (注 3・4) 賃貸借契約に基づく取引 (注 5)	22,459 5,690 26,862 232	売掛金 買掛金 預け金 未収入金	1,644 425 27,624 26
その他の関係会社	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市	自動車製造・販売他	被所有 直接 21%	当社製品の販売	当社製品の販売 (注 1)	5,167	売掛金 電子記録債権	438 159

(注) 1.当社製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、決定しております。

2.各種当社製品の部品等の購入については、市場価格、総原価を勘案して決定しております。

3.預け金の取引金額は期中の平均残高を記載しております。

4.預け金及び短期借入金の金利については、市場金利を勘案して決定しております。

5.賃料については、市場相場等を勘案して決定しております。

(2) 兄弟会社等

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社アドヴィックス	愛知県刈谷市	自動車部品製造・販売他	所有 — 被所有 —	当社製品の販売	当社製品の販売 (注 1) 当社製品の部品等の購入 (注 2)	14,176 2,343	売掛金 買掛金	1,586 384

(注) 1.当社製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、決定しております。

2.各種当社製品の部品等の購入については、市場価格、総原価を勘案して決定しております。

(3)子会社及び関連会社等

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	唐山愛信佳工汽車零部件有限公司	中国	自動車部品製造・販売他	所有直接 60%	資金の貸付 役員の兼任	金銭貸借契約に基づく取引 (注 1)	返済 757	短期貸付金 長期貸付金	833 1,874
子会社	エイ・シー工業株式会社	愛知県豊田市	自動車部品製造・販売他	所有直接 100%	当社製品の部品等の購入 役員の兼任	当社製品の部品等の購入 (注 2)	990	買掛金	83

(注) 1.貸付金の金利については、市場金利を勘案して決定しております。

2.各種当社製品の部品等の購入については、市場価格、総原価を勘案して決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	11,802円37銭
(2) 1株当たり当期純利益	404円27銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

アイシン化工株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒柳 康太郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイシン化工株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に關して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役の監査報告書 謄本

監査報告書

私たち監査役は、アイシン化工株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、各監査役の合意により定めた監査役監査の基準に準拠し、監査役連絡会を通じて当期の監査の方針、監査計画を定め、監査役相互の情報の共有を促進しつつ、取締役、内部監査部門その他の使用人等及び親会社の監査役と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCJapan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

アイシン化工株式会社

常勤監査役 佐藤 裕之

印

監査役 加藤 清美

印